朝日町空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準

令和５年１２月１３日公表

　空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和５年法律第50号）により改正された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第１項に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関しては、支援法人の活用に関する本町の方針が定められるまでの間、町長はこれを行わないこととする。